



# けんぽだより

2011年秋号

NO.

103

## 【ご挨拶】

日頃は、当組合の事業運営に格別なご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、季節は秋を迎えています。健康保険組合連合会と各健康保険組合では、10月を『健康強調月間』と定め様々な行事を展開しています。この月間を案内するポスターに『からだが好き「ちょっと」を考える』という標語があります。「ちょっと散歩する」「ちょっと塩分控えめ」等、『からだが好き「ちょっと」をしてみませんか?』と呼びかけています。

その簡単な「ちょっと、いい事」が習慣になればと願っています。

愛鉄連健康保険組合では、各種保健事業を通じて皆様の健康維持増進に貢献できればと考えています。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

愛鉄連健康保険組合 常務理事 井崎茂

## topics

- |                       |           |                  |         |
|-----------------------|-----------|------------------|---------|
| ◇健康強調月間のご案内           | ・・・P. 2   | ◇こども医療費についてのお知らせ | ・・・P. 7 |
| ◇特定保健指導実施へのご協力をお願いします | ・・・P. 3   | ◇公告              | ・・・P. 8 |
| ◇インフルエンザ予防キャンペーン      | ・・・P. 4～5 | ◇メール会員募集のご案内     | ・・・P. 8 |
| ◇ケンポイントフォーメーション       | ・・・P. 6   | ◇編集後記            | ・・・P. 8 |
| ・月額変更届の提出について         |           |                  |         |
| ◇『チャレンジ!禁煙』について       | ・・・P. 6   |                  |         |

**愛鉄連健康保険組合**

TEL(052)461-6131 FAX(052)461-6135 <http://www.aiteturen-kenpo.or.jp>

# 10月は健康強調月間です

10月1日-10月31日

△ 月間スローガン △

## あなたの健康、見つめる1か月

～健康寿命をのぼそう～

### 目的

健康づくりに関する各種事業の実施を通じて、被保険者とその家族の健康の保持・増進を図るとともに、広く全国民が自らの健康について関心を高め、健康で明るい職場と家庭をつくりあげることが目的とする。

日頃の生活を振り返り、自分や家族の健康について考えてみましょう。何か始めるのに最適な、心地よいこの季節。自分に合った健康づくりを見つけて、積極的に実践しましょう。

### 月間事業およびその内容

#### 1 広報

- ①健康強調月間用ポスターの配付  
健康保険組合連合会作成の健康強調月間ポスターを全事業所に配付する。  
事業所は目立つところに掲示する。
- ②機関誌の配付  
「けんぽだより秋号」で健康強調月間を広報する。

#### 2 健康づくり・体力づくり

- ①健保連が主催する「健康ウォーク」への参加を呼びかける。

#### 3 保健師の派遣

- ①健康診断に基づく保健指導（特定保健指導含む）や健康相談のために派遣。
- ②事業所における健康教室、講習会のために派遣。

#### 4 共同巡回の健診の実施

- ①30歳以上の女性被保険者(婦人科のみ)および家庭の主婦の生活習慣病予防のため地域巡回を実施。  
(健診実施期間：7月4日～12月11日)
- ②上記の健診を通じて、家庭内の健康管理意識を啓発するため、健診後に結果説明会・健康教室を実施。※40歳以上の該当者の方には、特定健診・特定保健指導も実施。

主催：健康保険組合連合会、同都道府県連合会、健康保険組合

後援：厚生労働省、健康日本21推進全国連絡協議会、(財)健康・体力づくり事業財団、中央労働災害防止協会

協力：日本赤十字社、(公益財団法人)結核予防会、(社)日本病院会、(公益社団法人)日本人間ドック学会、(特定非営利活動法人)日本人間ドック健診協会(社)全日本病院協会・(一般社団法人)日本総合健診医学会



# 加入事業所変更のお知らせ

愛鉄連健康保険組合の規約の一部が変更されましたので公告します。

新規加入事業所	事業所名	所在地	加入年月日
	(株)八幡ねじ	愛知県北名古屋市	平成23年7月1日

名称変更事業所	事業所名	所在地	変更前	変更年月日
	(株)ヤハタホールディングス	愛知県北名古屋市	(株)八幡ねじ	平成23年7月1日

所在地変更事業所	事業所名	所在地	変更前	変更年月日
	(株)真興製作所	名古屋市中区	名古屋市西区	平成23年7月1日
	(株)山形製作所	愛知県刈谷市	名古屋市昭和区	平成23年9月1日

削除事業所	事業所名	所在地	削除年月日
	(有)村松鉄工	愛知県西尾市	平成23年4月20日
	豊岡機工(株)	愛知県豊田市	平成23年7月1日
	(株)石原ポンプ製作所	名古屋市中川区	平成23年9月1日



## メール会員募集！(事業所向け)

健保組合では、各種案内をメールで配信するサービスを行っております。メール会員なら、組合HP更新のお知らせをはじめ、「けんぽだより」などの案内をメールで受け取ることができます。ぜひこの機会に会員登録をしてみませんか？ 会員数は、9月15日現在で、117社です。

(メール配信サービスは、健保組合の管理上、各事業所につき、1アドレスとさせていただきます。)

※ 「けんぽだより」については、組合HP内の「リンク先アドレス」の提供となります。

登録  
方法

健保組合のアドレス [info@aiteturen-kenpo.or.jp](mailto:info@aiteturen-kenpo.or.jp) に、メールを送信すれば会員登録完了です。  
その際、下記の事項について、ご回答ください。

【回答事項】

① 記号 ② 貴事業所名 ③ ご担当者名

④ 今後の郵送物の送付形態(ア. メールのみ イ. メールと郵送の両方)

【回答例】

① 999 ② 愛鉄連工業(株)

③ 愛鉄 一郎 ④ ア

### ◆編集後記◆

今年は猛暑が続いていましたが、最近涼しくなってきた秋が近付いているのだと感じます。  
秋と言えば食欲の秋！毎年秋の味覚を食べ過ぎてしまいましたが、今年はスポーツの秋も実践して、健康に過ごしたいと思っています。10月は季節の変わり目で体調を崩しやすいので、みなさんも体調管理には十分気をつけてください。(K.S)

# こどもの医療費、「全額無料」 ではないのをご存知ですか？

こども医療費助成制度は、医療費のうち患者の自己負担額を各市区町村が助成する制度です。お住まいの市区町村によって対象年齢等の条件が異なりますが、医療費の窓口負担額を支払わなくてもよい場合がほとんどです。

**残りの医療費の8割（7割）は愛鉄連健康保険組合が皆さまの大切な保険料から支払っています。**

「無料（自己負担がない）だから病院へ・・・」といった安易な受診は、健保財政を圧迫し、めぐりめぐっては保険料率アップにつながってしまいます。

「病院に連れて行こうか」と迷った時は・・・

緊急を要する場合や急病の場合は、ただちに医療機関にかかってください。  
しかし、そうでない場合は、「愛・けんぽファミリー健康相談（電話相談）」や「こどもの救急（ホームページ）」を活用してみてもいいかもしれません。

**愛・けんぽファミリー健康相談**

委託先：ティーベック

（専用電話） にっこり みな 通話

**0120-25-37-28**

（通話料無料、携帯電話、PHSからも利用可能）

医師や保健師・看護師などの専門スタッフが24時間・365日、健康相談や医療機関情報についての相談にお答えします。  
（匿名による相談も可能です）

**こどもの救急（対象年齢：生後1か月～6歳）**

※日本小児科学会監修

**<http://www.kodomo-qq.jp/>**

気になる症状を選択すると、「救急車で病院へ行く」、「自家用車・タクシーで病院へ行く」、「様子を見る」等の対処法や、家庭での看病のポイント等が表示されます。

これらの電話相談やホームページは、夜間や休日等の診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。受診するかどうかの最終判断は、保護者の方でお願いします。





# インフルエンザ予防キャンペーンのご案内

インフルエンザは、38～40℃の高熱や、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が重く、死に至る場合もあります。さらには、感染力が強く、短期間で大流行を引き起こす特徴があります。

そこで、当組合では、複合した事業展開をすることにより、予防効果を高めようと考えています。皆さまも、手洗い・うがいを習慣づけ、各自が予防に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

## インフルエンザ予防接種補助 年度内1回補助

被保険者および被扶養者に1,000円、生後6か月以上中学生以下の被扶養者については、1,500円を組合が補助します。(年度内1回)

また、任意継続の被保険者・被扶養者にも同様に補助します。ただし、65歳以上の方や市町村など他の制度で補助を受けられる場合は、対象外となります。

## インフルエンザ予防 キャンペーンの内容

- インフルエンザ予防接種補助
- インフルエンザ対策の  
家庭常備薬の無償配付
- インフルエンザ予防対策ポスター  
作成などの広報事業

## 補助の方法

当組合では、昨年と同様に被保険者及び被扶養者(対象年齢は生後6か月以上65歳未満、任意継続を含む)を対象にインフルエンザ予防接種補助を実施します。

### ●被保険者

契約健診機関が事業所に出向き接種します(巡回接種)。ただし、当日に接種を受けられなかった場合は、契約健診機関で接種します(院内接種)。

それ以外の場合は、お近くの医療機関で接種していただきます(補助金申請)。

### ●被扶養者または、任意継続

お近くの医療機関で接種していただくこととなります。(受診券利用 or 補助金)

○受診券の場合は、利用可能な医療機関の窓口に「インフルエンザワクチン予防接種受診券」をご提出ください。

### 受診券のメリット

☆窓口でのお支払いは、補助額を差し引いた自己負担額分で接種できます。

☆補助金申請の必要はありません。

※「受診券」は愛知県内に事業所所在地のある被扶養者および愛知県内在住の任意継続被保険者・被扶養者に配付(10月中旬発送)します。よって、**愛知県外に事業所所在地のある被扶養者の方につきましては、「受診券」の配付はいたしません。**契約健診機関による巡回接種の際に、被保険者の方と同時に受けていただくか(16歳以上に限り)または補助金申請してください。

※65歳以上の方は、予防接種法の定めにより、市町村の補助が受けられるため、組合の補助対象外となりますので「受診券」の配付はいたしません。

○補助金申請の場合は、「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書(様式4)」に、**お持ちの場合は利用されなかった受診券と「領収書原本」が必ず必要です。**(領収書は、事業主の原本証明印を押印したコピーでも可)領収書には、接種を受けた方の氏名・支払金額・明細(インフルエンザ予防接種のものである但し書き)が必須です。(レシートは不可)

※事業所単位でできるだけ月ごとに取りまとめて、当組合に申請してください。

## 家族のインフルエンザ予防接種の補助が変わります！ ～「インフルエンザワクチン予防接種受診券」について～



昨年は愛知県医師会との契約が不調であったため受診券の発行ができず、皆さまにはご不便をおかけしました。今年度は、健保連愛知連合会とNPOあいちとのインフルエンザ予防接種事業に参加し、愛知県内で契約する医療機関で利用できる「インフルエンザワクチン予防接種受診券」を発行します。

ただし、地区によっては利用可能である医療機関が少ないことがありますので、必ず予約の際に「受診券」が利用できるかどうかご確認くださいませよう願いたします。

※受診券は、愛知県内の約1,700(平成23年9月末現在)の医療機関で利用できます。

※受診券が利用できる医療機関は健保連愛知連合会ホームページ(<http://kenporen-aichi.jp/>)でご確認いただくことができます。

## 随時改定に該当する場合は月額変更届をご提出ください

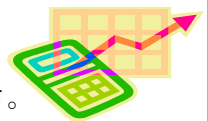
### 月額変更の条件

以下のすべての条件を満たしている場合に、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4か月目に標準報酬月額が改定されます。

1. 固定的賃金に変動があったとき（変動月に休業を実施している場合は休業がなくなった月を起算月とします）
2. 標準報酬月額が2等級以上変動したとき 〔月額変更の原因となった動きと正比例の等級変動でなければ該当しません。例えば、基本給は昇給したが、残業が以前より減った為、等級が下がった場合は該当しません〕
3. 支払基礎日数が17日以上あること（継続した3か月における支払基礎日数がすべて17日以上あることが必要です）

### ポイント① このような場合は固定的賃金の変動となります！

- ア. 定期または特別な昇給あるいは降給をしたとき。
- イ. 賃金体系（月給・日給・時間給）を改定したとき。
- ウ. 諸手当（家族手当、役付手当、通勤手当等のすべての手当）の基本額を変更したとき。
- エ. 残業代を定額にしたとき。あるいは、残業代の支給単価（支給割合）が変更となったとき。
- オ. 日給や時間給の基礎単価の変更（日当、単価）をしたとき。
- カ. 非固定的賃金の新設、または廃止されたとき。
- キ. 一時帰休に伴い支給される休業手当等の額が通常うける報酬よりも低額となり、継続して3か月を超えて（4か月続いた）支給されたとき。
- ク. 一時帰休による休業手当等の支給割合が変更したとき。（休業日数の変更は該当しません。）
- ケ. 一時帰休の解消（固定的賃金が減額されないこと）が3か月を超えた（4か月続いた）とき。 など



### ポイント② 2等級以上の変動があるかを比較するときの注意点！！

月額改定予定月	比較対象となる標準報酬月額	決定の基礎となる報酬月額
平成23年 8月	平成23年算定基礎届の従前月額	5・6・7月に支払われる報酬合計額の平均
平成23年 9月	平成23年算定基礎届の従前月額	6・7・8月に支払われる報酬合計額の平均
平成23年10月	平成23年算定基礎届による決定月額	7・8・9月に支払われる報酬合計額の平均

チャレ!**禁**ふ た た び !!



## 秋冬期間限定キャンペーン

11. 22 Tue. ▶▶ 1. 14 Sat.

「愛鉄連」と「スギ薬局」が共同であなたの禁煙をサポートします。

10月から申請受付開始！

✓ 3,000円相当の禁煙パッチ（1週間分）  
✓ 500箱限定無料

✓ 2週目は1,500円割引

詳細は、10月中旬発送の愛けんぽ（2011年秋号）をご覧ください。

※お近くにスギ薬局がない場合でも健保がサポートします。

# インフルエンザは予防が大事！！

これから、季節性のインフルエンザのシーズンを迎えることになります。手洗い・うがいやマスクの着用、そして、インフルエンザ予防接種による一人ひとりの予防と対策が、大流行をくい止める有効な手段です。正しい情報収集、予防の徹底に努め、万が一に備えましょう！



## 今年のインフルエンザワクチンも、3価ワクチンです！

一昨年前から流行していました新型（ブタ）インフルエンザは、ウイルスの特徴、流行状況などから通常の季節性インフルエンザとして取り扱われることになりました。今年度のワクチンは、昨年と同様、3価ワクチンとなっています。



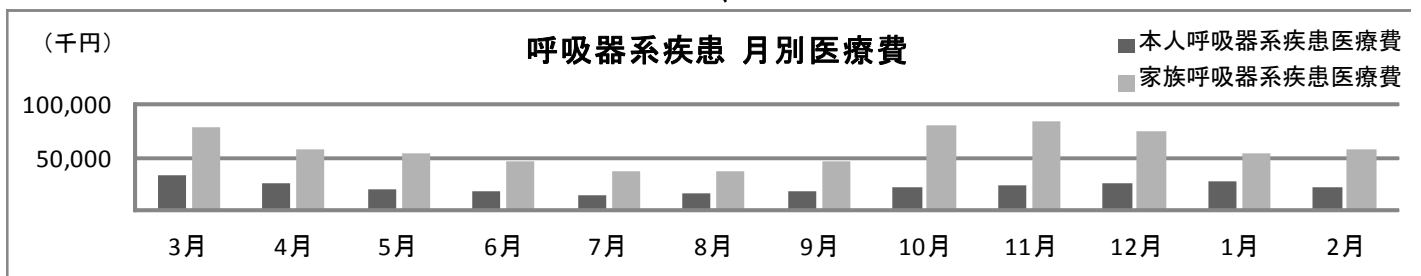
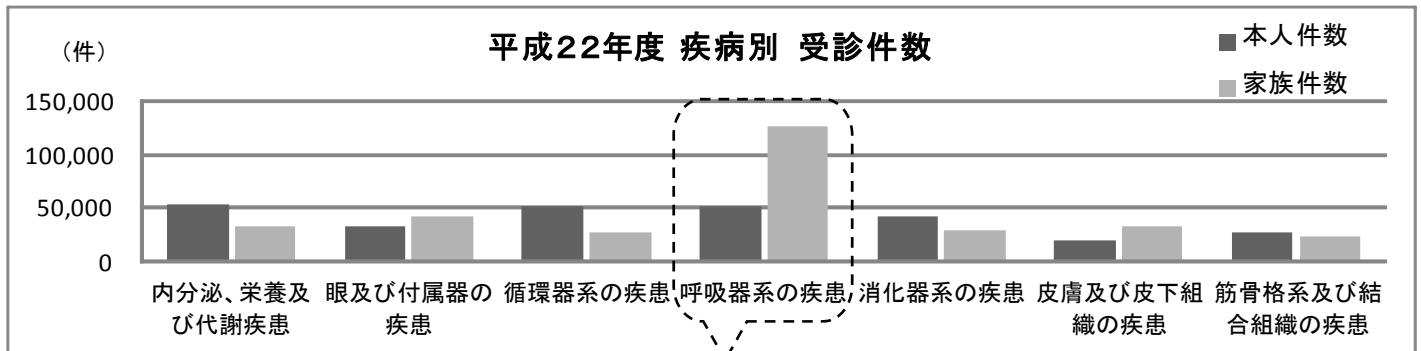
※インフルエンザワクチン：2009年の新型インフルエンザのワクチン株（A/H1N1）に加えて、季節性インフルエンザのワクチン株（A/H3N2およびB型）の混合ワクチン

**インフルエンザだけじゃない！**

**家族みんなでかぜを予防しよう！！**

当組合の医療費は、家族の呼吸器系疾患が他の疾患と比べて圧倒的に高く、これはインフルエンザによるものだけでなく、普通の「かぜ」による受診が増えているとためと考えられ、年代別では10歳未満のお子さんが半数近くを占め、大人では30代が多く、子供が学校や保育園等で感染し、その後、家庭で広まるのではないかと推測されます。

インフルエンザの流行時期だけではなく、日頃から手洗い・うがいなどを実践し、ご家族のみなさんで、かぜやインフルエンザの予防に心掛けましょう。



## 事業所向けインフルエンザ対策の支援

これからの時期、インフルエンザのシーズンをひかえ、会社としての対策についてお問い合わせをいただいております。そこで、当組合ではインフルエンザ対策用品の斡旋を実施しますので、ぜひご利用ください。

- 斡旋商品
  - ・マスク
  - ・手指消毒用アルコール
  - ・うがい薬
  - ・体温計
  - ・使い捨て手袋
  - ・清掃用エタノール含有ガーゼ
  - ・空気清浄機

愛鉄連健保組合のホームページでは、インフルエンザの流行レベルマップ（国立感染症研究所リンク）を掲載していますのでご覧になってみてください。また、「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書（インフルエンザ様式4）」など各種申請書類も掲載しており、ダウンロードしていただくこともできますので、こちらもご利用ください。

愛鉄連健保組合HPアドレス：<http://www.aiteturen-kenpo.or.jp/>